

一般財団法人日本建築センター
大阪事務所 確認検査課

確認の審査に係る事前協議（構造関係）図書の電子データによる提出のご案内

1. はじめに

現在、確認の審査に係る事前協議（構造関係）は、確認の申請に添える図書及び書類の一式を書面により、ご提出をお願いし確認させて頂いております。今般、確認の申請に係る一連の業務プロセスにおいて、一般財団法人日本建築センター 大阪事務所 確認検査課（以下、「大阪事務所」という。）に確認の申請をなされる申請者様又は設計者様の利便性の向上と大阪事務所の確認審査業務の改善を図ることから、確認の申請に係る事前協議（構造関係）の図書及び書類の一部を閲覧用電子データ（以下、「電子データ」とする。）により提出することができるかとさせて頂きたくご案内申し上げます。電子データによることができる図書及び書類は、事前協議（構造関係）の図書及び書類のうち、プログラムによる計算書等の部分とさせて頂きたくご理解をお願いします。

2. 電子データによることができる建築物等について

電子データによることができる建築物等は、当面、以下のいずれにも該当する建築物等とさせていただきます。

- ・ 建築物（確認申請書第六面の建築物独立部分）の延べ面積が概ね 20,000 m²までのもの
- ・ 建築物の構造が比較的整形*であるもの（一貫計算プログラム SuperBuild（ユニオンシステム株）による場合は、建築物の構造が不整形でも結構です。）

*比較的整形であるものの例

建築物の形状が、平面的に著しい凹凸がなく複雑でないもの又は立面的に傾斜地盤にあり部分地下等がなく複雑でないもの

- ・ 原則として、構造計算が汎用されている一貫計算プログラムにより行われたもの

3. 電子データによることができる計算書の部分について

電子データによることができる計算書の部分は、以下のいずれかとさせていただきます。

- ・ 基礎・地盤説明書のうち、地盤調査報告書
- ・ 構造計算チェックリスト
- ・ プログラムによる計算書（一貫計算プログラムによる計算書に限る。）

4. 事前協議（構造関係）図書の提出方法等について

電子データにより提出する場合は、書面による図書及び書類の部分の提出と併せて、電子データによる部分をファイル転送ツール*又は CD-ROM 等による記憶媒体を利用し、提出をお願いします。なお、確認の申請に添える図書及び書類の提出は、従来のとおり書面による提出となります。（詳しくは次の図のとおりです。）

以上

お問合せ先



一般財団法人日本建築センター

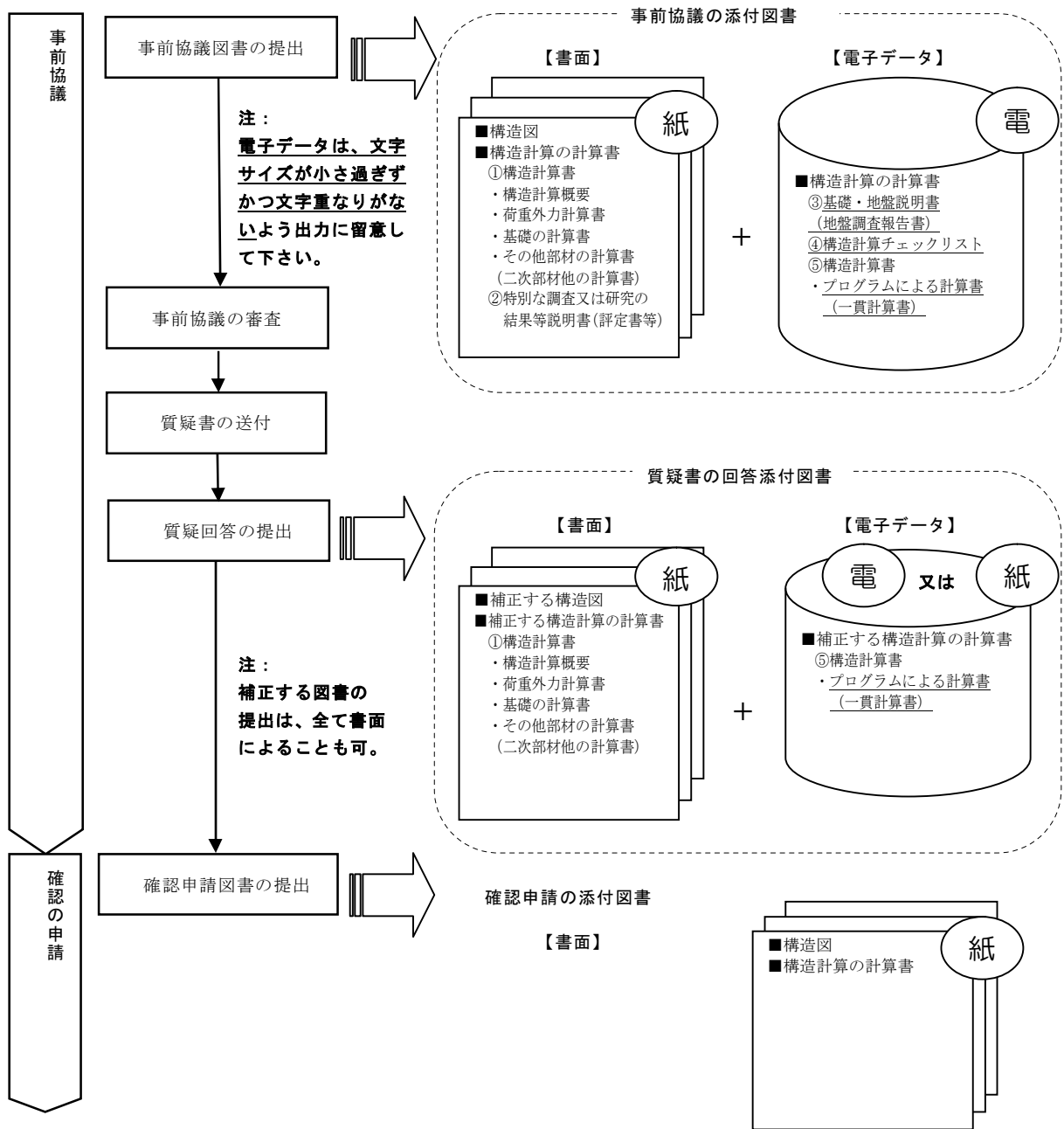
The Building Center of Japan

〒541-0054 大阪市中央区南本町 1-7-15

明治安田生命堺筋本町ビル(10F)

大阪事務所 確認検査課構造担当:前山、米田

TEL:06(6264)7731



ご注意事項について
ファイル転送ツール*について

- ・電子データの送付は、セキュリティ上の観点からファイル転送ツールをご利用のうえ、お願いします。
- ・ファイル転送ツールは、送信される方が社内で契約されているものをご利用するか、当財団のファイル転送ツールのご利用をお願いします。
- ・当財団のファイル転送ツールのご利用を希望される方は、当財団の担当者（冒頭のお問合せ先の担当者）までご連絡下さい。
- ・無料のファイル転送ツールのご利用は、ご遠慮お願いします。

提出する電子データについて

- ・電子データは、PDF 又は DocuWorks のデータファイルとさせていただきます。
- ・プログラムによる計算書（一貫計算書）は、PDF 又は DocuWorks に直接出力された電子データ（スキャンしたデータでないもの）とさせていただきます。
- ・図の③から⑤までの電子データは各々別のファイルとしての作成をお願いします。
- ・一貫計算書の電子データの出力形態は、A4版とし1ページに2アップ以上の出力形態としないようにお願いします。
- ・一貫計算書の電子データ出力される文字・数値の大きさは、読みとれる文字サイズでお願いします。

図 電子データによる提出方法等の説明